

特定施設入居者生活介護事業者選定一覧 確認方法

※得点記載表(特定施設入居者生活介護事業者選定一覧)に得点を記載した項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受ける必要があります。当該確認は以下に定める方法とします。また、本内定申請における条件については、開設後も継続して満たす必要があり、定期的に確認の機会を設けさせていただきます(詳しくは「平成27年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項」を参照してください)。

※履行の確認方法として、申請時に提出した資料と同じ資料を記載している項目については、内定決定から開設直前の間で状況が変わっていないかどうかを確認する趣旨です。

項目番号	選定項目	算定要件	履行の確認方法
1 建物ハード面			
1-1	看護・介護職員室について	居室のある各階に設ける。	設計図面を提示及び建築状況の報告
1-2	洗濯室・汚物処理室について	居室のある各階に設け、かつ、汚物処理室は洗濯室に近接した場所に設ける。	設計図面を提示及び建築状況の報告
1-3	居室の広さについて	内法で13.20㎡以上確保されている(サービス付き高齢者向け住宅の場合は、各戸の床面積が内法で25㎡以上確保されている)。注)備付の家具、収納設備、トイレは含めないこと。洗面設備は床がぬけていれば含めて可	設計図面を提示及び建築状況の報告
1-4	洗面台等について	全ての居室に、洗面設備(サービス付き高齢者向け住宅にあつては台所)が設けられている。	建築概要書(耐火上の構造が分かるもの)を提示及び建築状況の報告
1-5	建築物の構造について	建築基準法第2条に規定する耐火建築物である。	設計図面を提示及び建築状況の報告
1-6	トイレ・浴室について	全ての居室に、トイレ(サービス付き高齢者向け住宅にあつては浴室)が設けられている。	設計図面を提示及び建築状況の報告
1-7	収納設備について	全ての居室に、収納設備が設けられている。	設計図面を提示及び建築状況の報告

※設計図面の提示に際して、建築確認申請まで終了していない場合は、終了時期の見込みを書面で報告することとします。

2 サービスソフト面

2-1	サービス提供体制強化について	一項目の	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上になるよう職員配置をする。	該当職員の資格証(写)及び雇用が確認できる書類、並びに勤務表の提出
			介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上になるよう職員配置をする。	該当職員の資格証(写)及び雇用が確認できる書類、並びに勤務表の提出
			看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上になるよう職員配置をする。	該当職員の資格証(写)及び雇用が確認できる書類、並びに勤務表の提出
			入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上になるよう職員配置をする。	実務経歴証明書、対象者の雇用が確認できる書類、及び勤務表の提出
2-2	夜間看護体制	常勤の看護師を1名以上配置しており、かつ、看護職員又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により利用者に対して24時間連絡できる体制を確保して必要に応じて健康上の管理棟を行う体制を確保し、かつ、重度化した場合における対応に係る指針を定めている。	該当職員の資格証(写)、雇用が確認できる書類、勤務表、夜間看護体制に係る届出書、病院等との連携内容を確認できる書類及び重度化した場合における対応に係る指針の提出	
2-3	看取り看護について	看取りに関する指針を定めており、かつ、看取りに関する職員研修を行っている。	看取りに関する指針、看取りに関する職員研修の日程表、及び研修の内容が分かる資料	
2-4	認知症ケアについて	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名配置し、かつ、認知症ケアに関する研修計画書を定めている。	該当職員の研修を修了したことを証明する書類、雇用が確認できる書類及び研修計画書	
2-5	個別機能訓練について	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置する。	該当職員の資格証(写)及び雇用が確認できる書類、並びに勤務表の提出	
2-6	協力歯科医療機関について	協力医療機関と併せて協力歯科医療機関が確保されている。 ※協力医療機関との契約書については、日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としていること。 ※協力歯科医療機関との契約書については、訪問歯科診療を行うことを業務内容としていること。	協力医療機関(協力歯科医療機関を含む。)と取り交わした協定書又は契約書等の写し	

※2-1から2-5に定める算定要件は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表に定める介護報酬請求上の加算の要件と重なる部分がありますが、記載内容を満たすことのみを要件としますので、それをもって加算を取得するかどうかはお任せ致します。ただし、本算定要件の解釈、提出書類の様式、その他定めのない事項については、介護報酬請求上の加算の要件に準じることとします。

特定施設入居者生活介護事業者選定一覧 確認方法

※得点記載表(特定施設入居者生活介護事業者選定一覧)に得点を記載した項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受ける必要があります。当該確認は以下に定める方法とします。また、本内定申請における条件については、開設後も継続して満たす必要があり、定期的に確認の機会を設けさせていただきます(詳しくは「平成27年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項」を参照してください)。

※履行の確認方法として、申請時に提出した資料と同じ資料を記載している項目については、内定決定から開設直前の間で状況が変わっていないかどうかを確認する趣旨です。

項目番号	選定項目	算定要件	履行の確認方法
------	------	------	---------

3 設置主体

3-1	外部監査の導入について	会計監査人(公認会計士又は監査法人)による外部監査を導入している。	会計監査人(公認会計士又は監査法人)に係る契約書の写し
3-2	特定施設入居者生活介護等の運営実績について	申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績(3年以上)がある。 申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績(1年以上3年未満)がある。 又は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、又は認知症対応型共同生活介護のいずれかの運営実績(1年以上)がある。	申請時に確認済であるため不要
3-3	資産状況について	申請日時点において、最新の貸借対照表又は、これに準ずる書類において、債務超過になっていない。	
3-4	収支状況について	申請日時点において、最新の損益計算書又は、これに準ずる書類において、収支が黒字になっている。	

4 併設サービス

4-1	併設サービスについて	一項目のみ	同一建物内又は同一敷地内に、小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。 注) 同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第86条に定める登録定員が25名以上のものに限ります。	設計図面を提示及び建築状況の報告
			同一建物内又は同一敷地内に、複合型サービス事業所を開設する。 注) 同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第196条に定める登録定員が25名以上のものに限ります。	設計図面を提示及び建築状況の報告
4-2			同一建物内又は同一敷地内に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する。 注) 同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。	設計図面を提示及び建築状況の報告

※設計図面の提示に際して、建築確認申請まで終了していない場合は、終了時期の見込みを書面で報告することとします。

5 地域包括ケアシステムの推進

※内法で測定してください。また、トイレ、台所、洗面設備は面積から除いてください。

5-1	地域交流スペース	一項目のみ	60㎡確保	設計図面を提示及び建築状況の報告
			50㎡以上55㎡未満	設計図面を提示及び建築状況の報告
			45㎡以上50㎡未満	設計図面を提示及び建築状況の報告
			40㎡以上45㎡未満	設計図面を提示及び建築状況の報告
			30㎡以上40㎡未満	設計図面を提示及び建築状況の報告

6 地域バランス

6-1	交通機関の利便性について	一項目のみ	当該計画地の半径500mの範囲内に、旅客駅(旅客が乗降するための駅。)が存在している。	申請時に確認済であるため不要
			当該計画地の半径700mの範囲内に、旅客駅(旅客が乗降するための駅。)が存在している。	
			当該計画地の半径1kmの範囲内に、旅客駅(旅客が乗降するための駅。)が存在している。	